

第19号（令和元年11月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【健康福祉局地域支援課】 3

**【告示】**

- △ 市税に関する申告期限等の延長【財政局税制課】 4
- △ 平成30年度横浜市一般会計歳入歳出決算ほか16件の要領公表【総務局総務課】 6
- △ 平成30年度横浜市地方公営企業決算の要領公表【総務局総務課】 7
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 8
- △ 同 【財政局税制課】 9
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 11
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 21
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 22
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 23
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 24
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の辞退【健康福祉局生活支援課】 25
- △ 横浜市港湾施設条例施行規則第17条第1項第3号及び横浜市入港料条例施行規則第6条第1項第3号の規定に基づく使用料等の減免事由及び減免額の告示の一部改正【港湾局管財第一課】 26
- △ 横浜港港湾区域内公有水面埋立ての免許【港湾局管財第二課】 27
- △ 横浜港港湾区域内公有水面埋立ての承認【港湾局管財第二課】 29

**【公告】**

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】 31
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】 32
- △ 庁舎駐車場の指定管理者の指定【市民局地域施設課】 34
- △ 市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【市民局スポーツ振興課】 36
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 38
- △ 同 【経済局商業振興課】 39
- △ 同 【経済局商業振興課】 41
- △ 大規模小売店舗の廃止の届出【経済局商業振興課】 43
- △ 大規模小売店舗の届出に対する意見【経済局商業振興課】 44
- △ 同 【経済局商業振興課】 46

△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	48
△	横浜農業振興地域整備計画の変更【環境創造局農政推進課】	49
△	公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	50
△	公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】	51
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	52
△	廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】	53
△	総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地の取消し【建築局市街地建築課】	54
△	同【建築局市街地建築課】	55
△	同【建築局市街地建築課】	56
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	57
△	同【建築局調整区域課】	58
△	同【建築局調整区域課】	59
△	同【建築局調整区域課】	60
△	同【建築局調整区域課】	61
△	同【建築局調整区域課】	62
△	同【建築局調整区域課】	63
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	64
△	同【建築局調整区域課】	65
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	66
△	同【建築局建築指導課】	67
△	同【建築局建築指導課】	68
△	同【建築局建築指導課】	69
	<b>[区告示]</b>	
△	認可地縁団体の告示事項の変更【旭区地域振興課】	70
	<b>[区公告]</b>	
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【瀬谷区総務課】	71
	<b>[水道局]</b>	
△	水道局所有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【資産活用課】	72
	<b>[交通局]</b>	
△	横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】	75
	<b>[教育委員会]</b>	
△	公印の新調、改刻及び廃止【総務課】	76
	<b>[人事委員会]</b>	
△	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則【調査課】	78
△	横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	79

---

規 則

---

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第37号

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例（平成30年10月横浜市条例第57号）は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横浜市告示第 292 号（令和元年 11 月 6 日 掲 示 済）

市税に関する申告期限等の延長

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 18 条第 3 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び横浜市市税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）、納付又は納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和元年 10 月 12 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和元年 11 月 6 日

横 浜 市 長 林 文 子

都道府県名	指定地域
岩手県	久慈市 下閉伊郡普代村
宮城県	角田市 伊具郡丸森町
福島県	郡山市 いわき市 須賀川市 田村市 東白川郡矢祭町 石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、

篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内

千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

横 浜 市 告 示 第 293 号

平 成 30 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 ほ か 16 件 の 要 領  
公 表

令 和 元 年 10 月 16 日 の 市 議 会 に お い て 認 定 を 得 た 平 成 30 年 度 横 浜 市  
一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 ほ か 16 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 告 示 第 294 号

平 成 30 年 度 横 浜 市 地 方 公 営 企 業 決 算 の 要 領 公 表

令 和 元 年 10 月 16 日 の 市 議 会 に お い て 認 定 を 得 た 平 成 30 年 度 横 浜 市 地 方 公 営 企 業 決 算 ( 下 水 道 事 業 、 埋 立 事 業 、 水 道 事 業 、 工 業 用 水 道 事 業 、 自 動 車 事 業 、 高 速 鉄 道 事 業 、 病 院 事 業 ) の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長      林                      文      子

横浜市告示第 295 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文子

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成21年2月横浜市告示第43号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和元年 9月17日	特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド	中区新港二丁目2番1号	(新)平成20年1月1日から令和6年3月31日まで
			(旧)平成20年1月1日から平成31年3月31日まで
令和元年 9月19日	特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画WFP協会	西区みなとみらい一丁目1番1号	(新)平成20年1月1日から令和6年8月31日まで
			(旧)平成20年1月1日から平成31年8月31日まで

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成25年5月横浜市告示第406号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和元年 8月20日	特定非営利活動法人ワンデーポート	瀬谷区相沢四丁目10番地の1	(新)平成25年1月1日から令和6年7月9日まで
			(旧)平成25年1月1日から平成31年7月9日まで



横浜市告示第 296 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文子

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成21年2月横浜市告示第43号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和元年 7月30日	特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター	神奈川県鶴屋町2丁目24番地の2	(新)平成20年1月1日から令和6年6月30日まで
			(旧)平成20年1月1日から平成31年6月30日まで
平成31年 4月1日	学校法人岩崎学園	西区北幸一丁目2番7号	(新)平成20年1月1日から令和6年3月31日まで
			(旧)平成20年1月1日から平成31年3月31日まで
令和元年 6月15日	学校法人東洋英和女学院	東京都港区六本木5丁目14番40号	(新)平成20年1月1日から令和6年6月14日まで
			(旧)平成20年1月1日から平成31年6月14日まで
平成30年 8月8日	学校法人横浜 Y M C A	戸塚区上倉田町769番地の24	(新)平成20年1月1日から令和5年8月7日まで
			(旧)平成20年1月1日から平成31年2月27日まで

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成23年1月横浜市告示第3号）により告示した内容の変更

変 更 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
平 成 30 年 4 月 1 日	公 益 財 団 法 人 起 業 家 支 援 財 団	中 区 尾 上 町 5 丁 目 80 番 地	(新) 平 成 22 年 4 月 1 日 か ら 平 成 30 年 3 月 31 日 ま で (旧) 平 成 22 年 4 月 1 日

横浜市告示第 297 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和元年 11 月 15 日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和元年 7 月 1 日	ミスギ薬局	栄区本郷台二丁目 31 番 24 号
令和元年 8 月 1 日	マカド薬局	中区本牧間門 33 番 1 号
令和元年 8 月 18 日	横浜弘明寺呼吸器内科 ・内科クリニック	南区六ツ川一丁目 81 番地
令和元年 8 月 28 日	鶴見駅前薬局	鶴見区鶴見中央一 丁目 2 番 1 号
令和元年 9 月 1 日	横浜鶴見中央眼科	鶴見区鶴見中央一 丁目 2 番 1 号
同	光薬局	保土ヶ谷区星川二 丁目 1 番 13 号
同	みなづき薬局	港北区大倉山三丁 目 29 番 21 号
同	エール歯科クリニック	港北区日吉本町四 丁目 16 番 24 号
同	クオール薬局たちばな 台店	青葉区たちばな台 二丁目 1 番地の 15
同	クオール薬局笠間店	栄区笠間五丁目 31 番 11 号
令和元年 10 月 1 日	コクミン薬局鶴見店	鶴見区鶴見中央一 丁目 31 番 2 号
同	さくら歯科クリニック	中区羽衣町 3 丁目 63 番地の 7
同	ソージュ山下町内科ク リニック	中区山下町 31 番地
同	なの花薬局横浜浦舟町 店	南区白妙町 3 丁目 41 番地
同	やまぐち耳鼻咽喉科・ 小児科クリニック	金沢区富岡西七丁 目 19 番 11 号

同	古宮薬局	港北区綱島西一丁目6番19号
同	調剤薬局ツルハドラッグ長津田みなみ台店	緑区長津田みなみ台五丁目24番地の1
同	アイセイ薬局センター南店	都筑区茅ヶ崎中央1番2号
同	そがこどもクリニック	都筑区茅ヶ崎中央1番2号
同	整形外科・リハビリテーション科センター南GOTOクリニック	都筑区茅ヶ崎中央1番2号
同	あい薬局駅前店	都筑区北山田一丁目11番6号
同	すずき内科・胃腸内科クリニック	戸塚区汲沢八丁目11番27号
同	ハックドラッグ相鉄ライフ緑園都市薬局	泉区緑園四丁目1番地の2
令和元年11月1日	医療法人社団健青会銀座青山You矯正歯科横浜医院	神奈川区鶴屋町2丁目10番地の5

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和元年9月1日	M o m o N u r s i n g 株式会社	緑区中山一丁目22番13号	つながる訪問看護ケアセンター	緑区中山一丁目22番13号
同	株式会社ゆい	港北区日吉本町一丁目27番37号	ゆい藤が丘訪問看護ステーション	青葉区藤が丘二丁目3番地の1

横浜市告示第 298 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和元年 11 月 15 日

横浜市長 林 文子

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和元年 10月1日	高橋 一江	調子堂マッサー ジ治療院	鶴見区下末吉一丁 目 26 番 26 号
令和元年 11月1日	青木 忠介	丘のうえさくら 整骨院	旭区笹野台一丁目 20 番 14 号
同	田口 隆行	浜銀通り整骨院	港北区日吉二丁目 6 番 5 号
同	二瓶 愛	まごころ鍼灸マ ッサージ治療院	港北区北新横浜二 丁目 3 番地の 1
同	山本 忠弘	十日市場駅前鍼 灸マッサージ院	緑区十日市場町 80 1 番地の 8
同	水谷 和貴	はくさん和鍼灸 院	緑区白山一丁目 21 番 16 号
同	田中秋太郎	同	同
同	水谷 和貴	はくさん和整骨 院	緑区白山一丁目 21 番 16 号
同	福島 隆央	株式会社アメニ ティーサービス 鍼灸マッサージ 院	戸塚区前田町 501 番地
同	宇佐美 玲季	からだ元気整骨 院	東京都渋谷区初台 1 丁目 10 番 2 号

横浜市告示第 299 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年 11 月 15 日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和元年 5月30日	(新)のげ町歯科室	中区野毛町3丁目138番地
	(旧)高畑歯科医院	
令和元年 7月20日	(新)イオンフードスタイル 三ツ境店薬局	瀬谷区三ツ境7番地の1
	(旧)ダイエー三ツ境店薬局	
令和元年 8月28日	(新)ランドマーク横浜国際 クリニック	西区みなとみらい二丁目 2番1号
	(旧)ランドマーク横浜国際 クリニック分室	
令和元年 9月1日	(新)アイン薬局大口店	神奈川区神之木町19番15号
	(旧)たんぽぽ薬局大口店	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和元年 9月1日	一般財団法人 リ・ケア福祉財団	川崎市宮前 区東有馬5 丁目22番3 号	しあわせ訪問 看護ステーション	(新)都筑区平台 1番15号
				(旧)都筑区富士 見が丘26番9 号

横浜市告示第 300 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文子

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和元年 7月1日	瀧本浩史	(新)株式会社安心サービス鍼灸マッサージ	(新)中区三吉町4番地の6
		(旧)マッサージレイズ治療院保土ヶ谷	(旧)保土ヶ谷区天王町1丁目12番地の10
令和元年 9月1日	高橋剛	からだ元気治療院港北ニュータウン店	(新)緑区台村町352番地の13
			(旧)青葉区新石川二丁目13番地の18
同	横溝航	開設なし	(新)都筑区川和町79番地の1
			(旧)旭区白根二丁目29番14号
令和元年 9月25日	大畠雄二	ふたご整骨院	(新)中区若葉町2丁目31番地の1
			(旧)中区曙町1丁目1番地
令和元年 9月26日	大畠一弘	ふたごあん摩マッサージ鍼灸院	(新)中区若葉町2丁目31番地の1
			(旧)中区曙町1丁目1番地
同	日向野涉	(新)ひがの整骨院	(新)港北区大倉山五丁目15番12号
		(旧)大倉山整骨院	(旧)港北区大倉山二丁目7番7号
令和元年 10月1日	野村康彦	(新)はり・きゅう・マッサージみどりの風	(新)都筑区川和町1, 471番地

		(旧) はり・きゅう ・マッサージみ どりの風横浜緑	(旧) 緑区台村町 516 番地
--	--	----------------------------------	---------------------



横 浜 市 告 示 第 301 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を、次のとおり休止した旨の届出があった。

令和元年11月15日

横 浜 市 長 林 文 子

診 療 所 又 は 薬 局

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平 成 29 年 5 月 31 日	な が つ た 南 口 皮 膚 科	緑 区 長 津 田 五 丁 目 4 番 1 号

横浜市告示第 302 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和元年6月30日	ミスギ薬局	栄区本郷台二丁目31番12号
令和元年7月31日	マカド薬局	中区本牧間門36番21号
令和元年8月17日	上六ッ川内科クリニック	南区六ッ川一丁目87番地の3
令和元年8月27日	鶴見駅前薬局	鶴見区鶴見中央一丁目2番4号
令和元年8月31日	横浜鶴見中央眼科	鶴見区鶴見中央一丁目2番4号
同	光薬局	保土ヶ谷区星川二丁目1番13号
同	みなづき薬局	港北区大倉山三丁目29番21号
同	エール歯科クリニック	港北区日吉本町四丁目16番24号
同	クオール薬局たちばな台店	青葉区たちばな台二丁目7番地の8
同	クオール薬局笠間店	栄区笠間五丁目29番10号
令和元年9月17日	美喜デンタルクリニック	南区万世町1丁目19番地
令和元年9月30日	土岐医院	中区本牧和田26番2号
同	石井小児科	青葉区あざみ野二丁目9番地の5

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和元年9月30日	一般社団法人日本厚生団	緑区長津田四丁目23番1号	長津田厚生総合病院訪問看護ステーション	緑区長津田四丁目9番2号
同	医療生協か	戸塚区戸塚	医療生協かな	泉区和泉中央

	ながわ生活 協同組合	町 3,880 番 地の 2	がわ生活協同 組合訪問看護 ステーション いずみ	南四丁目 1 番 1 号
--	---------------	-------------------	-----------------------------------	-----------------

横浜市告示第 303 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文子

診療所又は薬局

辞退年月日	名 称	所在地
令和元年9月30日	アスヨシ歯科医院	南区六ツ川一丁目 873 番地の14
令和元年10月25日	笹野台内科	旭区笹野台一丁目56番 2号

横浜市告示第 304 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文 子

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年7月1日	奥田研爾	磯子区洋光台四丁目6番35号	奥田内科	磯子区洋光台三丁目1番1号

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年7月1日	奥田研爾	磯子区洋光台四丁目6番35号	奥田内科	磯子区洋光台三丁目1番1号

3 介護予防事業者（介護予防短期入所生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年9月1日	社会福祉法人竹生会	藤沢市遠藤35番地	特別養護老人ホームたきがしら芭蕉苑	磯子区滝頭二丁目30番1号

横浜市告示第 305 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年 9月1日	一般財団法人 リ・ケア 福祉財団	川崎市宮前 区東有馬5 丁目22番3 号	しあわせ訪問 看護ステーシ ョン	(新) 都筑区平台 1番15号
				(旧) 都筑区富士 見が丘26番9 号

2 居宅介護事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年 4月1日	社会福祉法 人あさひ	鶴見区豊岡 町7番10号	福祉協会つる み24	(新) 鶴見区馬場 四丁目21番8 号
				(旧) 鶴見区東寺 尾北台4番10 号

3 居宅介護事業者（夜間対応型訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年 4月1日	社会福祉法 人あさひ	鶴見区豊岡 町7番10号	福祉協会つる み24	(新) 鶴見区馬場 四丁目21番8 号
				(旧) 鶴見区東寺 尾北台4番10 号

4 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年 9月1日	一般財団法人 リ・ケア 福祉財団	川崎市宮前 区東有馬5 丁目22番3 号	しあわせ訪問 看護ステーシ ョン	(新) 都筑区平台 1番15号
				(旧) 都筑区富士 見が丘26番9 号

横浜市告示第 306 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護支援事業者

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和元年9月30日	医療法人社団青葉会	東京都小平市学園西町1丁目2番25号	牧野記念病院訪問看護ステーション	緑区鴨居三丁目8番16号

横浜市告示第 307 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年8月31日	アサヒサンクリーン株式会社	静岡市葵区本通10丁目8番地の1	アサヒサンクリーン在宅介護センター都筑	都筑区池辺町3,980番地の1

2 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年9月30日	株式会社いっしん	茨城県かすみがうら市稲吉2丁目18番15号	グループホームいっしん館いずみ	泉区和泉が丘一丁目16番3号
同	同	同	グループホームいっしん館瀬谷	瀬谷区本郷三丁目49番地の1

3 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和元年9月30日	株式会社ジャパウイン	川崎市川崎区東田町5番地の3	ジャパウイン・ケアサービスつるみ	鶴見区平安町1丁目42番地の5
同	有限会社ライフ・ケア・ITO	戸塚区上矢部町462番地の1	(有) ライフ・ケア・ITO	戸塚区上矢部町462番地の1
同	有限会社ビタミンスタジオ横浜	瀬谷区三ツ境176番地の43	有限会社ビタミンスタジオ横浜	瀬谷区三ツ境176番地の43

4 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年9月30日	株式会社いっしん	茨城県かすみがうら市稲吉2丁目18番15号	グループホームいっしん館いずみ	泉区和泉が丘一丁目16番3号



横浜市告示第 308 号

生活保護法に基づく指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項に規定する指定介護機関として、次のとおり辞退した。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護支援事業者

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和元年9月30日	株式会社エメコーポレーション	南区中里二丁目7番18号	中里介護保険事業所	南区中里二丁目7番18号

横浜市告示第 309 号

横浜市港湾施設条例施行規則第 17 条第 1 項第 3 号及び横浜市入港料条例施行規則第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づき使用料等の減免事由及び減免額の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例施行規則第 17 条第 1 項第 3 号及び横浜市入港料条例施行規則第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づき使用料等の減免事由及び減免額の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 106 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 11 月 15 日

横浜市長 林 文子

第 2 項第 1 号の表中

「

ウ 当該年度に 2 回以上入港した外国籍客船の 2 回目以降の入港時	全額	24 時間まで全額をこる時間を 50% 相当額	
エ 横浜港を船籍港とするクルーズ船が入港したとき。	全額	全額	全額

」

を

「

ウ 当該年度に 2 回以上入港した客船の 2 回目以降の入港時	全額	24 時間まで全額をこる時間を 50% 相当額	
エ 横浜港を船籍港とする客船が入港したとき。	全額	全額	全額

」

に改める。

横浜市告示第 310 号

横浜港港湾区域内公有水面埋立ての免許  
 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定に基づき、  
 次のとおり横浜港港湾区域内公有水面の埋立てを免許した。  
 令和元年11月15日

横浜港港湾管理者 横浜市  
 代表者 横浜市長 林 文子

1 免許年月日

令和元年11月7日

2 埋立権者

名称 横浜市

所在地 中区港町1丁目1番地

代表者氏名 横浜市長 林 文子

代表者住所 中区港町1丁目1番地

3 埋立区域

(1) 位置

中区本牧ふ頭1番の10及び1番の16の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ昭和58年5月12日付け横浜市港湾港指令第110号で竣功認可された埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L. + 2.13メートルにより決定）、⑧の地点と①の地点を結ぶ昭和59年8月10日付け横浜市港湾港指令第225号で竣功認可された埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L. + 2.13メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 電子基準点 横浜（横浜市立北方小学校）（北緯35度26分11秒3445、東経139度39分13秒5005）から84度50分13秒3,359.12メートルの地点

②の地点 ①の地点から127度53分15秒10.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から217度53分03秒5.40メートルの地点

④の地点 ③の地点から127度53分15秒958.67メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から254度00分32秒189.72メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から254度00分32秒488.32メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から296度23分00秒359.40メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から18度45分20秒271.31メートルの地点

(3) 面積

381,567.49 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

中区本牧ふ頭1番の10、1番の16及び1番の363の地内並びに同区本牧ふ頭1番の10及び1番の16の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑧'の地点を結んだ線により囲まれた区域

①'の地点 電子基準点 横浜（横浜市立北方小学校）（北緯35度26分11秒3445、東経139度39分13秒5005）から82度13分21秒3,154.83メートルの地点

②'の地点 ①'の地点から37度53分16秒286.54メートルの地点

③'の地点 ②'の地点から127度53分15秒1,321.02メートルの地点

④'の地点 ③'の地点から164度00分32秒327.82メートルの地点

⑤'の地点 ④'の地点から254度00分32秒1,180.00メートルの地点

⑥'の地点 ⑤'の地点から344度00分33秒122.30メートルの地点

⑦'の地点 ⑥'の地点から296度22分59秒273.81メートルの地点

⑧'の地点 ⑦'の地点から18度45分11秒897.98メートルの地点

(3) 面積

1,117,933.92 平方メートル

5 埋立地の用途

保管施設用地、緑地及び道路用地

横浜市告示第 311 号

横浜港港湾区域内公有水面埋立ての承認  
 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条の規定に基づき、  
 次のとおり横浜港港湾区域内公有水面の埋立てを承認した。  
 令和元年11月15日

横浜港港湾管理者 横浜市  
 代表者 横浜市長 林 文子

1 承認年月日

令和元年11月7日

2 埋立権者

名称 国土交通省関東地方整備局

所在地 さいたま市中央区新都心2番地の1

代表者氏名 国土交通省関東地方整備局長 石原 康 弘

代表者住所 さいたま市中央区新都心2番地の1

3 埋立区域

(1) 位置

中区本牧ふ頭1番の10の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線、⑭の地点と①の地点を結ぶ昭和58年5月12日付け横浜市港湾港指令第110号で竣功認可された埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L. + 2.13メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 電子基準点 横浜（横浜市立北方小学校）（北緯35度26分11秒3445、東経139度39分13秒5005）から95度54分11秒3,149.60メートルの地点

②の地点 ①の地点から116度23分00秒359.40メートルの地点

③の地点 ②の地点から74度00分32秒488.32メートルの地点

④の地点 ③の地点から164度00分32秒1,003.60メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から254度00分31秒503.60メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から344度00分23秒3.60メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から74度00分51秒3.70メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から344度00分32秒1,000.00メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から254度00分39秒8.45メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から296度22分58秒60.00メートルの地点

- ⑪の地点 ⑩の地点から 26度 23分 12秒 5.60メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から 296度 23分 00秒 262.80メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から 206度 23分 28秒 5.60メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から 296度 22分 59秒 20.00メートルの地点

(3) 面積

504,980.95 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

中区本牧ふ頭1番の10の地内及び地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑦'の地点を結んだ線により囲まれた区域

①'の地点 電子基準点 横浜（横浜市立北方小学校）（北緯35度26分11秒3445、東経139度39分13秒5005）から91度27分57秒3,184.56メートルの地点

②'の地点 ①'の地点から 116度23分00秒 432.31メートルの地点

③'の地点 ②'の地点から 74度00分32秒 665.41メートルの地点

④'の地点 ③'の地点から 164度00分32秒 1,520.00メートルの地点

⑤'の地点 ④'の地点から 254度00分32秒 1,200.00メートルの地点

⑥'の地点 ⑤'の地点から 344度00分32秒 1,330.90メートルの地点

⑦'の地点 ⑥'の地点から 296度22分59秒 97.84メートルの地点

(3) 面積

1,905,992.88 平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地及び道路用地

公 告

横 浜 市 公 告 第 423 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 元 年 10 月 29 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 T E R A C O Y A	大 山 由	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 二 丁 目 4 番 8 - B 102 号	こ の 法 人 は 、 広 く 一 般 市 民 （ 主 に 子 供 達 ） に 対 し て 、 学 び の 場 の 提 供 に 関 す る 事 業 を 行 い 、 子 供 達 の 豊 かな 人 間 性 を 育 む こ と を も っ て 公 益 の 増 進 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。

横浜市公告第 424 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定  
款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和元年11月15日

横浜市 市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	定款に記載された目的	
令和元年 10月23日	特定非営利活動法人国際 頸椎学会 日本機構	鷺 見 正 敏	金 沢 区 六 浦 東 一 丁 目 21 番 1 号	この法人は、 広く頸椎頸髄 疾患を有する 人々に対し、 実証に基づく 医療の開拓と 、知識や医療 技術の普及及 び予防に關す る事業を行い 、地域と社会 の健康の増進 を図るととも に、国際的な 学術活動を通 して広く社会 に貢献すること を目的とする。	
令和元年 10月28日	特定非営利 活動法人コ ニアス	岡 秀 明	変 更 前	東 京 都 千 代 田 区 麴 町 1 丁 目 4 番 4 号 2 階	この法人は、 子どもの貧困 問題の解決に 資するため、 情報提供、調 査活動、他団 体や専門家と の連携等を通 じて、一人親 の生活と育児
			変 更 後	西 区 高 島 二 丁 目 10 番 13 号	



						を支援することを目的とする。
--	--	--	--	--	--	----------------

横浜市公告第 425 号

庁舎駐車場の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、庁舎駐車場の指定管理者として、次の者を指定した。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文子

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市市庁舎駐車場、横浜市鶴見区総合庁舎駐車場、横浜市神奈川区総合庁舎駐車場、横浜市西区総合庁舎駐車場、横浜市中区庁舎駐車場、横浜市南区総合庁舎駐車場、横浜市金沢区総合庁舎駐車場、横浜市緑区総合庁舎駐車場及び横浜市青葉区総合庁舎駐車場	東京都千代田区神田神保町2丁目4番地	日本パーキング株式会社 代表取締役社長 岡本政彦	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
横浜市港南区総合庁舎駐車場、横浜市保土ヶ谷区総合庁舎駐車場、横浜市旭区総合庁舎駐車場、横浜市磯子区総合庁舎駐車場、横浜市港北区総合庁舎駐車場、横浜市都筑区総合庁舎駐車場、横浜市栄区庁舎駐車場及び横浜市泉区総合庁舎駐車場	東京都千代田区神田神保町2丁目4番地	日本パーキング株式会社 代表取締役社長 岡本政彦	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

舎 駐 車 場			
---------	--	--	--

横浜市公告第 426 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年 11 月 15 日

契約事務受任者

横浜市市民局長 石 内 亮

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (㎡)
磯子区西町1番の25	宅地	1,944.07

(3) 最低貸付価格 (月額)

993,419 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

磯子区西町土地公募貸付実施要項による。

(5) 貸付期間

1年間 (自動更新1回 (1年間) まで可)

(6) 入札に付す条件

磯子区西町土地公募貸付実施要項による。

2 磯子区西町土地公募貸付実施要項の交付

(1) 交付期間

令和元年 11 月 15 日から令和元年 12 月 13 日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)

(2) 交付場所

中区住吉町 1 丁目 2 番地

横浜市市民局スポーツ振興課 (スカーフ会館ビル 7 階)

電話 045(671)3288

3 入札参加資格

個人、団体及び法人。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 契約条項に違反し、この事実があった後 2 年を経過しない者

(3) 正当な理由なく契約を締結せず、この事実があった後 2 年を経過しない者

(4) 横浜市暴力団排除条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第

7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第1項各号に該当する団体、その役員及び構成員
- (7) その他、借受人として適さないと判断される者

#### 4 入札参加の手続

当該入札に参加を希望する者は、必要書類を各1部用意し、受付期間内に受付場所まで直接持参すること。

##### (1) 必要書類

磯子区西町土地公募貸付実施要項による。

##### (2) 受付期間

令和元年12月2日から令和元年12月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

##### (3) 受付場所

中区住吉町1丁目2番地

横浜市市民局スポーツ振興課（スカーフ会館ビル7階）

電話 045(671)3288

#### 5 入札及び開札の日時及び場所

令和元年12月25日午前11時00分

中区住吉町1丁目2番地

横浜市市民局スポーツ振興課（スカーフ会館ビル7階）スポーツ振興部会議室

#### 6 入札保証金

入札保証金は免除する。

#### 7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 第3項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 磯子区西町土地公募貸付実施要項における入札実施要領第7条に定める入札

#### 8 貸付料の納入方法

本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。

#### 9 その他

詳細は磯子区西町土地公募貸付実施要項による。

横浜市公告第 427 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ東神奈川  
神奈川区西寺尾一丁目729番ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和情報サービス株式会社  
代表取締役 藤田 勝 幸  
東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 浩 司 東京都杉並区荻窪4 丁目30番16号	株式会社チヨダ 代表取締役 澤木 祥 二 東京都杉並区荻窪4 丁目30番16号

(4) 変更の年月日

平成31年4月1日

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和元年10月11日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 428 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ新山下店  
 中区新山下二丁目12番34号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社島忠  
 代表取締役 岡 野 恭 明  
 さいたま市中央区上落合8丁目3番32号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社島忠 代表取締役 山下 視 希 夫 さいたま市西区三橋 5丁目 1,555 番地	株式会社島忠 代表取締役 岡 野 恭 明 さいたま市中央区上 落合8丁目3番32号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社島忠 代表取締役 山下 視 希 夫 さいたま市西区三橋 5丁目 1,555 番地 ほか4者	株式会社島忠 代表取締役 岡 野 恭 明 さいたま市中央区上 落合8丁目3番32号 ほか4者

(4) 変更の年月日

平成29年11月29日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令 和 元 年 10 月 11 日

3 縦 覧 場 所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課



横浜市公告第 429 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ港北高田店  
港北区高田西一丁目7番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社島忠  
代表取締役 岡野 恭明  
さいたま市中央区上落合8丁目3番32号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社島忠 代表取締役 山下 視希夫 さいたま市西区三橋5丁目1,555番地	株式会社島忠 代表取締役 岡野 恭明 さいたま市中央区上落合8丁目3番32号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社島忠 代表取締役 山下 視希夫 さいたま市西区三橋5丁目1,555番地	株式会社島忠 代表取締役 岡野 恭明 さいたま市中央区上落合8丁目3番32号

(4) 変更の年月日

平成29年11月29日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令 和 元 年 10 月 11 日

3 縦 覧 場 所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

## 横 浜 市 公 告 第 430 号

## 大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和元年11月15日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
プラザ栄光生鮮館コットンハーバー店  
神奈川県星野町8番地の3
- 2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
明和地所株式会社  
代表取締役 原 田 英 明  
東京都渋谷区神泉町9番6号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,268 m<sup>2</sup>
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日  
平成30年9月28日
- 6 変更する理由  
集合住宅建設工事のため
- 7 届出年月日  
令和元年10月24日

## 横 浜 市 公 告 第 431 号

大規模小売店舗の届出に対する意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について次のとおり意見が述べられたので、同条第3項の規定に基づき、その意見書をこの公告の日から1か月間一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）三和青葉区もえぎ野商業施設計画  
青葉区もえぎ野1番の2
- 2 意見の概要
  - (1) 住宅地の静かな環境保全について
    - ア 住宅地に隣接するので、夜8時以降は静かな環境を保証して欲しい。  
以前のビバホームや近隣の食品館あおばも夜8時には営業を終了し、静かな環境を保っているので、この店舗も夜8時以降の営業について再検討し、静かな環境を守るために努力して欲しい。
    - イ 北側市道周辺の住宅の環境やプライバシーに配慮して欲しい。  
歩行者の導線を再確認し、歩行者出入口の集約や移設または、プライバシー保護のための手立てを考えて欲しい。
    - ウ 設置予定の緑地帯は管理し、美しく清潔な状態に保って欲しい。
    - エ 外観は閑静な住宅地にふさわしい上品で大人しい物にして欲しい。
  - (2) 交通渋滞や事故防止対策について
    - ア 国道246側出入口について、駐車場出入りの安全、迅速さについて再検討して欲しい。  
出入口を広めにし、隅切りを付けるなど、出入りしやすくして欲しい。警備員を配置し交通整理をし、渋滞や事故を未然に防いで欲しい。  
246側道は入出庫車と走行車両があり、側道内に2車線できることになる。道路標示や路面標示も使い、事故防止を図って欲しい。
    - イ 市道側出入口について2つの駐車場の利用方法や警備員の長時間配置、出入口の位置・形状、右折入出庫禁止の徹底方法などを再検討して欲しい。

地下駐車場入口はもえぎ野中学校東側交差点から近く、ジヨナサン駐車場に隣接し、歩行者も多く、交差点の先まで渋滞する可能性がある。

地下駐車場出口付近は客の他に高齢者施設利用者や中学校生徒が多く、退店車両との接触事故が懸念される。

地上駐車場は利用制限（利用時間帯、地下駐車場優先利用、右折入出庫禁止など）を検討して欲しい。

### 3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

青葉区市ケ尾町31番地の4

横浜市青葉区役所総務部区政推進課

## 横浜市公告第 432 号

大規模小売店舗の届出に対する意見  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について次のとおり意見が述べられたので、同条第3項の規定に基づき、その意見書をこの公告の日から1か月間一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）三和青葉区もえぎ野商業施設計画  
青葉区もえぎ野1番の2
- 2 意見の概要  
現状の計画における、車両出入口の所在において、下記のとおり意見を述べる。
  - (1) 住宅地側に配置されている車両出入口と近隣飲食店の駐車場出入口との重複について  
現状の計画では、国道246側ではない車両出入口（以下「住宅地側出入口」という。）においては、近隣店舗にあたる飲食店「ジョナサン藤が丘店」の駐車場出入口と非常に近接する。スーパーという特性を鑑みるに、昼食前や夕食前は買い物客に混雑し、近隣道路においても、近時のスーパーの例から鑑みるに、渋滞が生じる懸念がある。「ジョナサン藤が丘店」もまた飲食店であることから、混雑の時間帯が重複する可能性もあり、出入口のある狭い道路は渋滞が生じる可能性も高く、同店の書き入れ時の時間帯に渋滞が生じることによって、著しく収益に損害を被る恐れがある。そのため、駐車場の出入口に関しては、近隣店舗に支障がない場所への設置、移動を願うものである。
  - (2) 国道246側の車両出入口について  
国道246側（以下「同道」という。）車両出入口については、同道降車口からほど近いことがあり、交通事故を誘発する危険性があることを意見する。同道の藤が丘駅付近降車口は、同道渋谷方面においてしらとり台出口交差点を最後に信号がなく、比較的車両が速度上げて進入してくることが通常である。上記(1)にも述べたとおり、煩雑が予想される時間帯においては車両の列ができることも想定されることもあり、急な減速を余儀なくされることもあり、特に土地勘のない場合は危険な減速や急停車を強いられることが懸念される。近隣には学童保育や住宅があることから、同道側においては出口専用にする等、車両

が渋滞しない配慮を切に求めるものである。

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

青葉区市ケ尾町31番地の4

横浜市青葉区役所総務部区政推進課

## 横 浜 市 公 告 第 433 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
中 区 豊 浦 町 3 番 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物



## 横 浜 市 公 告 第 434 号

## 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の 変 更

農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 44 年 法 律 第 58 号 ） 第 13 条  
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 を 変 更 し た の で 、  
次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 変 更 区 域

港 北 区 高 田 区 域 （ A - 2 ）

青 葉 区 鉄 区 域 （ A - 14 ）

## 2 縦 覧 場 所

中 区 真 砂 町 2 丁 目 22 番 地

横 浜 市 環 境 創 造 局 み ど り ア ッ プ 推 進 部 農 政 推 進 課

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号

横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

## 3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横浜市公告第 435 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
金草沢公園	旭区白根七丁目30番	別図のとおり 1,155 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和元年11月22日から令和2年3月31日まで
白根えのき公園	旭区白根八丁目715番の6	別図のとおり 2,310 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和元年11月22日から令和2年3月31日まで

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 436 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 （ 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ） 第 3 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に  
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 園 の 名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
馬 場 花 木 園	鶴 見 区 馬 場 二 丁 目 20 番	別 図 の と お り	21,564 m <sup>2</sup>	13,377 m <sup>2</sup>	令 和 元 年 11 月 23 日

別 図 （ 省 略 ）

横 浜 市 公 告 第 437 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 元 年 9 月 17 日	11382	株 式 会 社 中 央 興 業	石 部 茂	(新) 金 沢 区 福 浦 二 丁 目 17 番 地 の 18
				(旧) 金 沢 区 幸 浦 一 丁 目 15 番 地 の 25

横 浜 市 公 告 第 438 号

廃物の認定

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成3年9月横浜市条例第31号）第15条第1項の規定に基づき、次の放置自動車及び沈船は、この公告を行った日から起算して10日を経過したときは、廃物として認定する。

令和元年11月15日

横浜市長 林 文 子

1 放置自動車

放 置 場 所	車 名
鶴見区小野町	カワサキ K D X
鶴見区弁天町	ヤマハ マジェステイ
保土ヶ谷区上菅田町	スバル サンバー
港北区菊名七丁目	ホンダ フォルツァ
栄区上郷町	スズキ ジムニー
中区野毛町	ヤマハ マグザム

2 沈船

放 置 場 所	船 名
神奈川区守屋町	不明
神奈川区守屋町	不明

横 浜 市 公 告 第 439 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づく一定の複数建築物の認定の取消しについて次のとおり公告する。

令和元年11月15日

横 浜 市 長 林 文 子

取消年月日	取消番号	対象区域	申請者
令和元年 11月5日	第1201号	栄区小菅ケ谷一丁目 1,909番の1	東急不動産株式会社 代表取締役 大隈郁仁

横 浜 市 公 告 第 440 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づく一定の複数建築物の認定の取消しについて次のとおり公告する。

令和元年11月15日

横 浜 市 長 林 文 子

取消年月日	取消番号	対象区域	申請者
令和元年 11月5日	第1202号	栄区小菅ケ谷一丁目 1,899番の1	東急不動産株式会社 代表取締役 大隈郁仁

横 浜 市 公 告 第 441 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づく一定の複数建築物の認定の取消しについて次のとおり公告する。

令和元年11月15日

横 浜 市 長 林 文 子

取消年月日	取消番号	対象区域	申請者
令和元年 11月5日	第1203号	栄区小菅ケ谷一丁目 1,856番の1	東急不動産株式会社 代表取締役 大隈郁仁



## 横 浜 市 公 告 第 442 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 31 年 1 月 29 日 第 30 開 1122 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 高 田 東 三 丁 目 12 番 15 号  
株 式 会 社 大 松 建 設  
代 表 取 締 役 松 元 一 朗
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 新 吉 田 町 5,728 番 の 2 及 び 5,728 番 の 10 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 443 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 31 年 2 月 22 日 第 30 開 708 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 7 番 地  
ク ロ サ ワ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 黒 澤 保 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
保 土 ヶ 谷 区 東 川 島 町 39 番 の 23 、 39 番 の 31 、 39 番 の 40 の 一 部 、 39  
番 の 43 か ら 39 番 の 48 ま で 及 び 44 番 の 10 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 444 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 31 年 3 月 19 日 第 30 開 1321 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
青 葉 区 新 石 川 二 丁 目 4 番 地 の 12  
さ くら 地 所 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 大 須 賀 幹 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 上 矢 部 町 3,042 番 の 2 か ら 3,042 番 の 4 ま で 、 3,043 番  
の 31 、 3,043 番 の 39 及 び 3,043 番 の 40

## 横 浜 市 公 告 第 445 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 5 月 24 日 第 31 開 1104 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
青 葉 区 青 葉 台 二 丁 目 6 番 地 の 1  
株 式 会 社 栄 建 ハ ウ ス  
代 表 取 締 役 鈴 木 俊 寿
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 樽 町 四 丁 目 186 番 の 1 及 び 186 番 の 4 から 186 番 の 12 ま  
で

## 横 浜 市 公 告 第 446 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 7 月 29 日 第 31 開 1704 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
川 崎 市 宮 前 区 土 橋 2 丁 目 6 番 地 の 17  
株 式 会 社 成 建  
代 表 取 締 役 浅 川 聡
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 鉄 町 1,050 番 の 1 、 1,050 番 の 3 、 1,050 番 の 4 、 1,05  
1 番 の 1 、 1,051 番 の 3 、 1,051 番 の 4 、 1,052 番 の 1 、 1,052  
番 の 3 から 1,052 番 の 5 まで 及 び 1,053 番 の 1

## 横 浜 市 公 告 第 447 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 8 月 5 日 第 31 開 1603 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
泉 区 和 泉 中 央 南 五 丁 目 2 番 6 号  
弥 生 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 土 屋 啓 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 和 泉 中 央 南 四 丁 目 3,764 番 の 1 の 一 部 、 3,764 番 の 17 及 び  
3,764 番 の 18

## 横 浜 市 公 告 第 448 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 8 月 28 日 第 31 開 1706 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号  
株 式 会 社 東 栄 住 宅  
代 表 取 締 役 西 野 弘
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 黒 須 田 16 番 の 35 及 び 16 番 の 54 から 16 番 の 56 ま で

横 浜 市 公 告 第 449 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 5 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 元 年 10 月 29 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
37.34 m
- 5 指 定 の 場 所  
南 区 清 水 ケ 丘 50 番 の 3
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ベ ン ハ ウ ス  
代 表 取 締 役 荻 間 勉



横 浜 市 公 告 第 450 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 16 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 元 年 11 月 6 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
24.99 m
- 5 指 定 の 場 所  
泉 区 上 飯 田 町 1,984 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 イン タ ー プ ラ ン  
代 表 取 締 役 佐 々 木 博 生

## 横 浜 市 公 告 第 451 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 41 ・ 100 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 元 年 10 月 28 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
26.50 m
- 5 廃 止 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 権 太 坂 一 丁 目 200 番 の 11 地 先 か ら 208 番 の 55 地 先 ま  
で

## 横 浜 市 公 告 第 452 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 44 ・ 56 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 元 年 10 月 29 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m 及 び 6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
74.80 m
- 5 廃 止 の 場 所  
戸 塚 区 戸 塚 町 2,034 番 の 5 地 先 から 2,054 番 の 36 地 先 まで 及 び  
2,054 番 の 6 地 先 から 2,054 番 の 8 地 先 まで

横 浜 市 公 告 第 453 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 元 年 10 月 25 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
10.75 m
- 4 廃 止 の 場 所  
中 区 小 港 町 1 丁 目 5 番 の 2 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ICS  
代 表 取 締 役 池 永 辰 雄

## 横 浜 市 公 告 第 454 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 元 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 廃 止 年 月 日

令 和 元 年 11 月 6 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

7.72 m

4 廃 止 の 場 所

瀬 谷 区 三 ツ 境 67 番 の 29 及 び 67 番 の 32 の 各 一 部

5 申 請 者 の 氏 名

笠 井 隆 司

---

区 告 示

---

旭 区 告 示 第 7 号 ( 令 和 元 年 11 月 5 日 掲 示 済 )

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 あ た ご 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 11 月 5 日

横 浜 市 旭 区 長 下 田 康 晴

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	大 橋 義 男 旭 区 白 根 二 丁 目 12 番 11 号	茂 木 俊 男 旭 区 白 根 二 丁 目 16 番 11 号

---

区 公 告

---

瀬谷区公告第89号（令和元年10月25日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和元年10月25日

横浜市瀬谷区長 森 秀 毅

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 36 - 83 浜  横浜	平成30年11月15日

水道局

水道局公告第5号

水道局所有地の貸付けに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年11月15日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山 隈 隆 弘

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

水道局所有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 ( m <sup>2</sup> )
戸塚区小雀町 2,118 番の 6 及び 2,118 番の 1 のうち	水道用地	1,307.98

(3) 最低入札価格 (月額)

88,700 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

横浜市水道局所有地 (戸塚区小雀町) 借受事業者募集要領 (以下「募集要領」という。) による。

(5) 貸付期間

10年間 (水道局が妥当であると判断した場合更新可能 (更新後の貸付期間及び更新回数は水道局が定める。))

(6) 入札に付す条件

募集要領による。

2 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和元年11月15日から令和元年12月26日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「日曜日等」という。) を除く午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(2) 交付場所

中区山下町23番地

横浜市水道局事業推進部資産活用課 (日土地山下町ビル10階)

電話 045(633)0153

3 入札参加資格

貸付条件を遵守し、確実に事業を実施していく資力及び信用を有する法人。ただし、次に掲げる者を除く。



- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 経営不振の状態（破産手続若しくは会社更生手続その他類似の手続開始の申立てがなされている、特別清算手続若しくは会社清算手続が開始されている、又は手形取引停止処分がなされている。）にある者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 直近1か年が債務超過の者
- (7) 国税、地方税を滞納している者

#### 4 入札参加の手続

当該入札に参加を希望する者は、必要書類を各1部用意し、受付期間内の受付場所まで直接持参すること。

- (1) 必要書類  
募集要領による。
- (2) 受付期間  
令和元年12月19日から令和元年12月26日まで（日曜日等を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
- (3) 受付場所  
中区山下町23番地  
横浜市水道局事業推進部資産活用課（日土地山下町ビル10階）  
電話 045(633)0153

#### 5 入札及び開札の日時及び場所

令和2年1月23日午前10時

中区山下町23番地

日土地山下町ビル10階 中会議室

#### 6 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、横浜市水道局が発行する納入通知書により入札日前日までに横浜市水道

局出納取扱金融機関又は横浜市水道局収納取扱金融機関に納付すること。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 第3項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 一般競争入札参加申込書を提出していない者が行った入札
- (3) 入札保証金が入札金額の100分の5に満たない入札
- (4) 入札保証金の振込領収書の原本の提示のない入札
- (5) 郵送による入札
- (6) 本物件に対して行った2通以上の入札
- (7) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (8) 最低入札価格に達しない入札
- (9) 入札書に金額の記載がないか、金額を訂正した入札
- (10) 入札書に入札者の所在地、名称及び代表者名の記入並びに押印のない入札
- (11) 代理人による入札において、入札書に代理人の所在地、名称及び代表者名（個人の場合、住所及び氏名）の記入並びに押印のない入札
- (12) 委任状及び書類を提出しない代理人が行った入札
- (13) 他人の代理を兼ね、又は二人以上の代理をした者が行った入札
- (14) 不正の行為があった入札

8 契約保証金

貸付料の24か月分に相当する金額（入札保証金を差し引いた金額）を、横浜市水道局が発行する納入通知書により、契約締結と同時に納付すること。

9 貸付料の納入方法

横浜市水道局が発行する納入通知書により、四半期ごとに横浜市水道局が定める期間までに納付すること。

10 その他

詳細は募集要領による。

交通局

交通局告示第5号（令和元年10月30日揭示済）

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成24年3月交通局告示第8号）の一部を次のように改正し、令和元年11月5日から実施する。

令和元年10月30日

横浜市交通事業管理者

交通局長 城 博 俊

1 普通系統の表ぶらり三溪園BUSの項の次に次のように加える。

「

ピ ア ラ イ ン	ア	桜木町駅前～ハンマーヘッド	万国橋・ワールドポーターズ前	往 2.290 復 1.550	
	イ	桜木町駅前～桜木町駅前	万国橋・ワールドポーターズ前、ハンマーヘッド、大さん橋客船ターミナル	6.110	一方循環

」

同表 333 の項中

「

333	睦橋～本町4丁目		3.620	往路のみ
-----	----------	--	-------	------

」

を、

「

333	睦橋～本町4丁目	長者町1丁目	3.620	往路のみ 雨の日臨時便
-----	----------	--------	-------	----------------

」

に改め、同表 334 の項を削る。

教育委員会

横浜市教育委員会告示第19号

公印の新調、改刻及び廃止



次のとおり公印を新調し、改刻し、及び廃止する。

令和元年11月15日


横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也


1 新調

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立箕輪小学校 校長印	令和2年4月1日	 (方21ミリメートル)
横浜市立箕輪小学校 印	令和2年4月1日	 (方45ミリメートル)

2 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立上の宮中学校 校長印	令和元年11月15日	 (方21ミリメートル)

3 廃止

公 印 の 名 称	廃 止 年 月 日	印 影
横 浜 市 立 上 の 宮 中 学 校 長 印	令 和 元 年 11 月 15 日	 <p>(方 21 ミリメートル)</p>

人事委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月29日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

横浜市人事委員会規則第10号（令和元年10月29日揭示済）

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月横浜市人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中

「

国際局	政策総務課担当係長 国際連携課 担当係長 国際協力課担当係長
フランクフルト事務所	所長
ムンバイ事務所	所長
米州事務所	所長 副所長

」

を

「

国際局	政策総務課担当係長 国際連携課 担当係長 国際協力課担当係長
パスポートセンター	所長
センター南パスポート センター	所長
フランクフルト事務所	所長
ムンバイ事務所	所長
米州事務所	所長 副所長

」

に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月31日から施行する。

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月29日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

横浜市人事委員会規則第11号（令和元年10月29日揭示済）

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則（昭和62年3月横浜市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）中

「

温暖化対策統括本部長、政策調整担当理事、国際園芸博覧会招致推進室長、東京プロモーション本部長、危機管理室長、コンプライアンス推進室長、公共施設・事業調整室長、国際局長、スポーツ統括室長、文化観光局長、経済局長、こども青少年局長、保健所長、医療医務監、建築局長、都市整備局長、道路局長、港湾局長、山下ふ頭再開発調整室長、会計管理者、教育次長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、議会局長、区長（区長会議議長を兼ねる区長を除く。）

」

を

「

温暖化対策統括本部長、政策調整担当理事、国際園芸博覧会招致推進室長、東京プロモーション本部長、危機管理室長、コンプライアンス推進室長、公共施設・事業調整室長、国際局長、スポーツ統括室長、文化観光局長、経済局長、こども青少年局長、保健所長、医療医務監、建築局長、都市整備局長、IR推進室長、道路局長、港湾局長、山下ふ頭再開発調整室長、会計管理者、教育次長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、議会局長、区長（区長会議議長を兼ねる区長を除く。）

」

に改める。

別表第2（第2条関係）中

「

企画部長、都市交通部長、都心再生部長、地域まちづくり部長、防災まちづくり推進室長、市街地整備部長

」

を  
「

企画部長、都市交通部長、都心再生部長、I R 推進部長、地域まちづくり部長、防災まちづくり推進室長、市街地整備部長

」

に、  
「

国際連携課長、米州事務所長、国際協力課長

」

を  
「

パスポートセンター所長、センター南パスポートセンター所長、国際連携課長、米州事務所長、国際協力課長

」

に、  
「

企画課長、都市デザイン室長、都市交通課長、都心再生課長、都心再生課地域再生まちづくり担当課長、みなとみらい21推進課長、地域まちづくり課長、景観調整課長、防災まちづくり推進課長、市街地整備調整課長、市街地整備推進課長、二ツ橋北部土地区画整理事務所長、綱島駅東口周辺開発事務所長

」

を  
「

企画課長、都市デザイン室長、都市交通課長、都心再生課長、都心再生課地域再生まちづくり担当課長、みなとみらい21推進課長、I R 推進課長、地域まちづくり課長、景観調整課長、防災まちづくり推進課長、市街地整備調整課長、市街地整備推進課長、二ツ橋北部土地区画整理事務所長、綱島駅東口周辺開発事務所長

」

に改める。

附 則

この規則中、別表第2のパスポートセンター所長及びセンター南パスポートセンター所長を加える改正規定は令和元年10月31日から、別表第1のI R 推進室長並びに別表第2のI R 推進部長及びI R 推進課長を加える改正規定は令和元年11月1日から施行する。